
資 料

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

※平成 30 年 4 月一部改正

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※（参考）第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）〈抄〉

第5章

第14条 地方公共団体の講ずる措置（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第2条（基本理念）

生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

第2条（基本理念）

自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

第3条（国及び地方公共団体の責務）

国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

和寒町の地域福祉を担う団体・事業所・施設

〈高齢者福祉・介護分野〉

和寒町社会福祉協議会
和寒町特別養護老人ホーム芳生苑
和寒町老人デイサービスセンター健楽苑
和寒町短期入所サービスセンター芳生苑
和寒町指定居宅介護支援事業所
和寒町地域包括支援センター
なのはな訪問介護事業所
通所介護なのはな
ぐるーぷほーむ おや里かん
(株)近藤組 スマイルサポートグループ
総合在宅ケア事業団 和寒訪問看護ステーション
士別地域成年後見センター
和寒町老人クラブ連合会
なごやかサロン（各地域）
認知症サポーター
和寒町 SOS ネットワーク
和寒町生きがいセンター
和寒町高齢者事業団
和寒町高齢者虐待防止ネットワーク

〈児童福祉・子育て支援分野〉

和寒町保育所
和寒町子育て支援センターこども館
和寒小学校
和寒中学校
和寒町保健福祉センター
和寒町子ども・子育て会議
和寒町子育て世代包括支援センター(基本型:こども館 母子保健型:保健福祉センター)
和寒町要保護児童対策地域協議会
和寒町青少年育成町民会議
和寒町子ども会育成連絡協議会
和寒町母子会

和寒小学校PTA
和寒中学校PTA
各文化スポーツ少年団及び育成会
ポコアポコ

《障がい福祉分野》

北海道身体障がい者福祉協会和寒協会
和寒町手をつなぐ育成会
士別地域活動支援センター
士別地域成年後見センター(再掲)
かみかわ相談支援センターねっと
和寒町基幹相談支援センター
和寒町自立支援協議会
和寒町障がい者虐待防止センター

《その他地域福祉関係分野》

12地域の自治会
和寒町民生委員児童委員協議会
和寒ボランティアクラブ
自立相談支援事業所かみかわ生活あんしんセンター
名寄人権擁護委員協議会和寒分会
士別地区保護司会和寒支部
士別更生保護女性会
札幌自由が丘学園三和高等学校
和寒郵便局
北海道新聞酒屋販売所
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
生活協同組合コープさっぽろ

和寒町介護・保健・福祉対策検討委員会
(兼 地域包括支援センター運営協議会委員・自立支援協議会委員)

(敬称略)

選出区分	団体等	選出方法	所属団体等 での職名	氏名	備考
介護保険関係 (1号委員)	保険者代表 (JA 北ひびき)	推薦依頼	和寒基幹 支所長	後藤 和博	R02.5.1 ~
	被保険者代表	公募	-	中澤 由男	
介護サービス 事業所関係 (2号委員)	なのはな訪問介護 事業所	指名	代表取締役	大瀬 郁子	
	ぐるーぶほーむ おや里かん	指名	施設長	鈴木 健一郎	
保健関係 (3号委員)	和寒町国民健康保 険運営協議会 (第6号委員 和 寒商工会代表を兼 務)	推薦依頼	会長	渡邊 裕治	
福祉関係 (4号委員)	和寒町社会福祉協 議会	推薦依頼	副会長	真鍋 修詩	H28.8.2 ~
	和寒町民生委員児 童委員協議会	推薦依頼	会長	森田 晴章	委員長
	北海道身体障害者 福祉協会和寒協会	推薦依頼	会長	松浦 健一	H30.10.1 ~
	和寒町手をつなぐ 育成会	推薦依頼	会長	樋口 稔	
	和寒町老人クラブ 連合会	推薦依頼	副会長	荒瀬 龍男	R1.5.16 ~
医療関係 (5号委員)	国民健康保険町立 和寒病院	推薦依頼	事務長	佐々木 淳	H30.4.1 ~
識見者 (6号委員)	和寒町教育委員会	推薦依頼	教育委員	和久 充	
	人権擁護委員	指名	委員	打田 幸江	
	和寒町商工会代表	推薦依頼	理事	(渡邊 裕治)	
ボランティア関係 (7号委員)	和寒ボランティア クラブ	推薦依頼	会長	瓜 るみ子	副委員長

社会福祉法人和寒町社会福祉協議会

《評議員》

(敬称略)

NO	氏 名	選 任 区 分	
1	池 田 尊 候	社会福祉事業に関心を持つ者	識 見 者
2	山 田 幸 夫		
3	山 住 トシ子		
4	山 下 眞 樹	社会福祉に関心ある団体	民生委員児童委員会
5	大 石 多 恵子		民生委員児童委員会
6	外 山 秀 男		民生委員児童委員会
7	窪 田 智 弘		老人クラブ連合会
8	渡 部 いつみ		母子会
9	松 浦 健 一		身障和寒協会
10	坂 本 裕 行		手をつなぐ育成会
11	小野田 久美子		ボランティアクラブ

任期：平成29年5月1日から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

《理事・監事》

(敬称略)

NO	役 職	氏 名	選 任 区 分
1	理 事	丹 羽 茂	社会福祉事業に関心を持つ者
2	理 事	沼 舘 助三郎	
3	理 事	森 田 晴 章	社会福祉に関心ある団体
4	理 事	眞 鍋 修 詩	
5	理 事	酒 向 勤	
6	理 事	兼 丸 ヒロ子	
7	理 事	瓜 るみ子	識 見 者
8	理 事	山 田 郁 子	
9	理 事	板 橋 勝 彦	施設の管理者等
1	監 事	佐 藤 孝 一	識 見 者
2	監 事	宮 崎 光 行	

任期：令和元年6月3日から2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

和寒町民生委員児童委員協議会

(敬称略)

NO	氏名	担当地域	NO	氏名	担当地域
1	大石 多恵子	恵みヶ丘自治会	9	大石 もと子	中和自治会
2	外山 秀男	大通り自治会	10	菊地 美智子	三笠南自治会 及び中和自治会の一部
3	山下 眞樹	西町自治会	11	大西 京子	三和菊野自治会
4	川村 敦子	仲町自治会	12	岡 政之	松岡北原自治会
5	星 良子	若草自治会の一部	13	牧 千秋	西和福原自治会
6	大場 栄子	若草自治会の一部	14	脇澤 幸枝	東山自治会
7	森田 晴章	かたくり自治会の一部	15	佐藤 美佐子	主任児童委員
8	本館 美智子	かたくり自治会の一部	16	笠嶋 覚	主任児童委員

和寒町地域福祉計画策定連絡会議設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107号の規定に基づき、和寒町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、和寒町地域福祉計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 連絡会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、町長をもって充て、連絡会議を総括し、会議を主宰する。
- 3 副会長は、副町長及び教育長をもって充て、会長不在のときはその職務を代理する。
- 4 委員は、各課長職とする。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 連絡会議の中に、策定に必要な部会を置くことができる。

(職員の協力)

第6条 職員は、連絡会議設置の目的が達成されるよう、積極的な協力をを行い、その成果を高めるよう努力しなければならない。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健福祉課で処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 地域共生社会実現に向けて地域の生活課題に対応する包括的な支援体制を整備するための和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画(以下「計画」という。)を策定するため、和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームの所掌事務は、計画の策定に関するものとする。

(チーム員)

第3条 チームに所属する委員(以下「チーム員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)和寒町職員

(2)和寒町社会福祉協議会職員

(3)その他町長及び和寒町社会福祉協議会会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 チーム員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(庶務)

第5条 チームに関する庶務は、保健福祉課において処理する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

所 属		職 名
和寒町	保健福祉課	課長
		参事
		保育所長
		主幹
		福祉係長
		介護支援係長
		保健係長
		保健係主任
		保育所係長
		子育て支援センター係長
和寒町社会福祉協議会		常務理事
		事務局長
		地域福祉係長